

# 計算書類及び事業報告等(注1)を承認する社員総会・評議員会について

理事会を設置している法人は、法人法(注2)により、計算書類及び事業報告等を承認するための、理事会の開催日と社員総会・評議員会の開催日との間を**中14日間(注3)以上**空ける必要があります。

この14日間は、**社員総会・評議員会の審議のため、社員・評議員が計算書類及び事業報告等の内容を、事前に確認するための期間**です。

法人運営における重要事項になりますので、留意してください。

## <計算書類及び事業報告等を承認するプロセスの一例>

○月N日 理事会の開催

### <理事会決議事項>

- ・計算書類及び事業報告等の承認【法人法124条3項(199条)】
- ・社員総会・評議員会開催の決議(日時・場所・議題等の決定)【法人法38条(181条)】

### <理事会決議後実施事項>

- ・社員総会・評議員会の招集通知の発出【法人法39条1項(182条1項)】
- ・上記の招集の通知に際し、計算書類及び事業報告等(注1)を提供【法人法125条(199条)】
- ・計算書類及び事業報告等の備え置き【法人法129条1項(199条)】

**中14日間(2週間)以上を空けることが必要**

※計算書類及び事業報告等を備え置いた翌日

～ 社員総会・評議員会の前日

- ・社員・評議員が、社員総会・評議員会までに、計算書類及び事業報告等の内容を、事前に確認するための期間
- ・計算書類及び事業報告等は、社員総会・評議員会開催の**2週間前から5年間備え置くことが必要**【法人法129条1項(199条)】

○月N+15日 社員総会・評議員会の開催

- ・計算書類の承認及び事業報告の内容の報告【法人法126条(199条)】

注1:「事業報告及び計算書類等」とは、事業報告書及び附属明細書、計算書類及び附属明細書、監査報告書をいいます。  
なお、社員総会・評議員会の招集通知の際には、附属明細書は除外可能です。

注2:「法人法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)をいいます。

注3:民法の規定【民法140条、141条】に従い期間を計算するため、中14日間となります。